

広島市皆賀園指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市皆賀園 広島市佐伯区皆賀二丁目10番11号
- (2) 設置目的
障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び就労の支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に係る事業
イ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援に係る事業
ウ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援に係る事業
エ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援に係る事業
- (4) 現在の指定管理者
社会福祉法人広島市社会福祉事業団

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
- (2) 非公募とする理由
皆賀園を利用する障害者は、環境の大きな変化を受容することが困難な障害者が多いため、施設運営に当たっては、利用者一人一人の特性を把握した上で、個々に寄り添った継続的な支援を提供する能力と環境の整備が求められる。このため、専門的知識や豊富な経験を持つ職員を有し、継続的・安定的なサービスを提供することが可能な社会福祉法人広島市社会福祉事業団を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和7年4月1日～令和12年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休園日
（ア）日曜日及び土曜日
（イ）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（ウ）8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで
イ 開園時間
午前8時30分から午後5時まで
ウ 特記事項
申請者から休園日や開園時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 皆賀園の事業の実施に関すること。
イ 皆賀園の使用の制限に関すること。
ウ 皆賀園の施設及び設備の維持管理に関すること。
エ その他市長が定める業務
オ 特記事項
（ア）利用料金制を導入済み。
（イ）避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
ア 26人を標準とする。
イ 専門職員等の配置
施設長1人、支援員又は指導員20人、医師1人、看護師1人、栄養士1人を標準とする。
ウ 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額
0円（利用料金収入により管理を行うこと。）
なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (8) 評価基準等
ア 欠格事項
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
（ア）広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 皆賀園の管理運営に係る基本方針が明確にされ、条例、規則等に沿った適切なものになっているか。 ② 提供するサービスが、皆賀園の設置目的を効果的に達成し、在宅障害者の地域生活安定や自己実現に資するものになっているか。 ③ 支援プログラムの作成方針は適切なものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑤ 事業の実施について、関係機関や関係施設、家庭等との連携や地域交流が効果的に図られるものになっているか。</p>	
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況</p>	達成・未達成
<p>② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合</p>	該当・非該当
<p>【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無
<p>【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定</p>	策定済・未策定
<p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p>	有・無
<p>③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定</p>	策定済・未策定
<p>④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	有・無
<p>【地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合</p>	該当・非該当
<p>広島市内に本店がなく支店がある場合</p>	該当・非該当
<p>広島市内にその他事業所等がある場合</p>	該当・非該当
<p>② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合</p>	該当・非該当
<p>本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合</p>	該当・非該当
<p>本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合</p>	該当・非該当